居宅介護支援重要事項説明書

令和　　年　　月　　日現在

１．担当する介護支援専門員

担当部署　　神出シニアケアプランセンター　　担当者 ＿＿＿＿＿＿＿＿

連 絡 先　　０７８－９６５－３９５５

２．事業所の概要

事　業　所　名	神出シニアケアプランセンター
所　在　地	神戸市西区神出町南字谷畑３６８－１１９
介護保険事業所番号	２８７５２００１７８
連　絡　先	ＴＥＬ ０７８－９６５－３９５５ ＦＡＸ ０７８－９６５－３９５６
管　理　者	堀　和代
営業日及び営業時間	（月）～（土）　９：００～１７：００ （日・祝日および１２／３１～１／３は休み） ※ＴＥＬは２４時間連絡対応
サービス提供実施地域	神戸市西区

３．事業者の法人概要

法人種別・名称	社会福祉法人　弘英会
所　在　地	神戸市西区神出町南字谷畑３６８－１１９
代　表　者	理事長　米田　秀志
法人の行う他の業務	介護老人福祉施設 短期入所生活介護　　介護予防短期入所生活介護 通所介護　　介護予防通所サービス

４．当事業所の従業員

職　種	職　務　内　容	人　員　数
管　理　者	運営管理、事業全体の総括等	１　名
主任介護支援専門員 （主任ケアマネジャー）	居宅サービス計画作成、連絡調整、相談説明 他の介護支援専門員の指導・育成、困難ケースの対応	１　名以上
介護支援専門員 （ケアマネジャー）	居宅サービス計画作成、連絡調整、相談説明	２　名以上
事　務　員　等	庶務会計の事務等	１　名

５．事業の目的・運営方針

事業の目的	居宅要介護者が日常生活を営むために、必要な指定居宅サービス、必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービスが包括的に利用できるように介護支援を行うことを目的とします。
運営方針	・介護保険法を遵守します ・公正中立な居宅介護支援の提供をおこないます。アセスメントに基づき利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、選択できるよう適切な複数の居宅事業所を紹介します。 ・前６ヵ月間の当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画書の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画書の数が占める割合、前６ヵ月に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画作書に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について書面にて説明をおこないます。 ・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるように居宅サービス計画書の作成を行います。

６．提供する居宅介護支援サービス

居宅サービス計画の作成および変更、居宅サービス事業所等との連絡調整、給付管理、相談業務などをおこないます。

利用者は指定居宅介護支援の提供開始に際して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることが出来ます。また居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

介護支援専門員の利用者宅の訪問は、１ヶ月１回とし、必要に応じて臨時訪問します。

７．サービスの利用料

居宅介護支援については、原則として利用者の負担はありません。

（介護保険制度により全額給付されます。重要事項説明書別紙 1）

介護保険被保険者証の給付制限に記載されている場合は下記表のとおり負担が発生します。

①利用料及びその他の費用の請求方法等	ア　利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします イ　上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月１５日までに利用者あてお届け（郵送）します
②利用料及びその他の費用の支払い方法等	ア　サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の２７日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替

	（ウ）現金支払い イ　お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします （医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります）

８．契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了で一旦終了することとなります。ただし、有効期間の満了月のはじめ（１日～１０日まで）に利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間まで、自動的に更新されます。

また、介護保険施設に入所または入院した場合は、当該入所または入院した日をもって自動的に終了します。

加えて、契約者及び身元引受人等、契約の相手が反社会勢力と判明した時は、直ちに契約を解消します。

９．契約期間途中での解約について

この契約は、いつでも解約できますが、ただちに解約を希望される場合には解約料をいただく場合があります。ただし、月初め（１日～１０日まで）にお申し出いただき、当月末日をもって解約する場合は解約料のお支払いの必要はありません。

10．個人情報の取扱いについて

サービスを提供するうえで、サービス担当者会議等で利用調整をおこなう際に、個人情報が必要となります。そのため、個人情報の利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名・押印をお願いします。

11．主治の医師および医療機関等との連絡について

事業所は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いします。

①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いします。

②入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いします。

12．損害賠償について

事業者は、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、賠償する責任を負います。事業者はひょうご福祉サービス総合補償制度（社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会）の損害賠償保険に加入しており、賠償に相当する可能性がある場合は、契約者またはご家族の方に当該保険調査等の手続きにご協力頂く場合があります。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　　堀　和代

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するために研修を実施しています。

14. 身体拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の（1）～（3）の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

（1）切迫性・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

（2）非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

（3）一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

15. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16. 業務継続計画の策定等について

（1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. サービスの苦情相談窓口

サービスの提供に関して相談や苦情がある場合には、下記の相談窓口をご利用下さい

※当事業所の相談窓口

神出シニアケアプランセンター　　ＴＥＬ　０７８－９６５－３９５５

ＦＡＸ　０７８－９６５－３９５６

（管理者）　堀　　和代　　（月～土）　９：００～１７：００

担当者　　中嶋　健一郎　・　開　浩一

第三者委員　　小澤　正人

［連絡先］　神戸市西区神出町　　０７８－９６５－２６０４

第三者委員　　琴浦　圭子

［連絡先］　明石市太寺　　０７８－７８５－８６６６

※公的機関の相談窓口

①神戸市福祉局監査指導部（介護保険サービスに関すること）

連絡先　　０７８－３２２－６３２６

受付時間　（平日）　８：４５～１２：００　／　１３：００～１７：３０

②養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）

連絡先　　０７８－３２２－６７７４

受付時間　（平日）　８：４５～１２：００　／　１３：００～１７：３０

③神戸市消費生活センター（サービスの質や契約に関すること）

連絡先　　０７８－３７１－１２２１

受付時間　（平日）　９：００～１７：００

④兵庫県国民健康保険団体連合会（介護保険サービスに関すること）

連絡先　　０７８－３２２－５６１７

受付時間　（平日）　８：４５～１７：１５

※ハラスメント相談窓口

神出シニアケアプランセンター　　ＴＥＬ　０７８－９６５－３９５５

（管理者）　堀　　和代　　（月～土）　９：００～１７：００

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項について説明を行い、交付しました

令和　　年　　月　　日

事業所　　所在地　神戸市西区神出町南字谷畑３６８－１１９
名　称　神出シニアケアプランセンター

説明者　　印

私は、本書面より事業者から重要事項について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました

利用者　　住　所
（契約者）

氏　名　　印

家族代表　　住　所

氏　名　　印

【Ｒ７．３．１改訂】

（重要事項説明書別紙１）

＜基本料金＞

居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ）（1 月につき）	要介護１・２	1086　単位	¥　11,772
	要介護３・４・５	1411　単位	¥　15,295
居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ）（1 月につき）	要介護１・２	544　単位	¥　5,896
	要介護３・４・５	704　単位	¥　7,631
居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ）（1 月につき）	要介護１・２	326　単位	¥　3,533
	要介護３・４・５	422　単位	¥　4,574

＜加算＞

初回加算	300　単位	¥　3,252	必要時
特定事業所加算（Ⅰ）	519　単位	¥　5,625	（1 ケ月）
特定事業所加算（Ⅱ）	421　単位	¥　4,563	（1 ケ月）
特定事業所加算（Ⅲ）	323　単位	¥　3,501	（1 ケ月）
特定事業所加算（A）	114　単位	¥　1,235	（1 ケ月）
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250　単位	¥　2,710	必要時
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200　単位	¥　2,168	必要時
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450　単位	¥　4,878	必要時
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600　単位	¥　6,504	必要時
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600　単位	¥　6,504	必要時
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750　単位	¥　8,130	必要時
退院・退所加算（Ⅲ）	900　単位	¥　9,756	必要時
退院時情報連携加算	50　単位	¥　542	必要時
緊急時等居宅カンファレンス加算	200　単位	¥　2,168	必要時
ターミナルケアマネジメント加算	400　単位	¥　4,336	必要時